

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

昭島市長

公表日

令和5年8月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	昭島市(以下「市」という。)が、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムを共同で構築している。 市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入、転居、転出、世帯変更等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元の市区町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪取得した個人番号等を庁内の他業務システムへ連携 ⑫他機関からの情報照会に対応するために、特定個人情報を中間サーバーに登録 なお、⑨のうち、個人番号の通知及び個人番号カードの作成等に関する事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により、機構に対する事務の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構への関係情報の提供を含めて特定個人情報を使用する。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	1. 住民票管理機能 :住所、氏名、世帯情報等の記載事項を逐次更新する。 2. 証明書発行機能 :住民記録に係る証明書を発行する。 3. 庁内連携機能 :国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当等の住民票記載項目に関する庁内連携を行う。 4. 住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)連携機能 :住基ネットと定められた電文レイアウトに基づくデータ授受を行う。 5. 統計事務機能 :当市の行う住民記録に関する統計のデータ(人口、異動種別ごとの件数等)として使用する。 6. 附票連携機能 :当市が本籍地である者の附票データを、オンラインで戸籍システムへ記録する。 7. 法務省連携機能 :外国人の在留資格等に係る情報を、オンラインで法務省とデータ連携する。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☒ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他（国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、選挙システム、印鑑登録システム、就学システム、福祉システム、戸籍システム、法務省連携システム、コンビニ交付システム）
システム2	
①システムの名称	住基ネット
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 : 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)の本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 : 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) : 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4. 本人確認情報検索 : 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 : 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報整合 : 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7. 送付先情報通知 : 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 : 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他（ ）
システム3	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 既存住基から証明書情報を連携する機能 2. コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で自動的に証明書を交付する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他（証明書交付センター(地方公共団体情報システム機構)）

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(以下「統合宛名システム」という。)
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 : 団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。各事務システムからの統合宛名番号要求に対し、統合宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。 2. 宛名情報等管理機能 : 統合宛名システムにおいて宛名情報を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する。 3. 中間サーバー連携機能 : 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。 4. 各事務システム連携機能 : 各事務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他 (中間サーバー [] 市内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 : 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とをひも付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 各事務システム接続機能 : 中間サーバーと各事務システム、統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 : 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能 : 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 : セキュリティを管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 : 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 : バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 市内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	1 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (別表第2における情報照会の根拠) ・なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。) (別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の3、第44の5、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3及び第59条の3	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民部市民課	
②所属長の役職名	市民課長	
7. 他の評価実施機関		
なし		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除された者を含む。
その必要性	住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理を行うため、区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供をする必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☒] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☒] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☒] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☒] その他 (印鑑登録情報、戸籍に関する情報、外国人住民に関する情報)
その妥当性	＜識別情報(個人番号)、連絡先等情報、業務関係情報(印鑑登録情報、カード管理情報を除く。)＞ ・住基法第7条(住民票の記載事項)及び第30条の45(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)により、住民票に記載すべき事項とされている。また、住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。 ＜識別情報(その他識別情報(内部番号))＞ ・庁内で連携する際に必要である。 ＜業務関係情報(印鑑登録情報)＞ ・昭島市印鑑条例に基づく印鑑登録事務に必要となる。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月30日
⑥事務担当部署	市民部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 (法務省) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (各自自治体) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (機構)
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住基ネット、法務省連携システム)
③使用目的 ※		住民基本台帳の更新、住民の居住関係の公証、その他住民に関する事務の実施
④使用の主体	使用部署	市民部市民課、東部出張所及び市民課出先窓口(緑会館、武蔵野会館、保健福祉センター及び環境コミュニケーションセンター)
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、当該情報を元に既存住基システムの住民基本台帳を更新し、更新情報を市町村CSに送信し(既存住基システム→市町村CS)、また、庁内連携システムである共通基盤システムにも送信する(既存住基システム→共通基盤システム)。 ・市町村CSからの要求を受け、交付申請書等を送付するための送付先情報を市町村CSへ通知する(市町村CS→既存住基システム→市町村CS)。 ・個人番号生成を要求し(既存住基システム→市町村CS)、機構が生成した個人番号を取得する(市町村CS→既存住基システム)。 ・個人番号変更を要求し(既存住基システム→市町村CS)、機構が生成した個人番号を取得する(市町村CS→既存住基システム)。
	情報の突合	・住民票の記載事項の新規作成の際は、転出証明書により情報の突合を行う。 ・送付先情報の通知及び個人番号生成や変更の際は、住民票コードにより情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年6月30日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する]	＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない	
		(2) 件		
委託事項1		システム保守及び運用業務		
①委託内容		既存住基システムの保守及び運用に関する業務		
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社アイネス		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	委託先からの申請に基づき、再委託について判断をする。 許諾の方法については、業務遂行能力及び実績など委託先からの再委託理由を踏まえて検討する。		
	⑥再委託事項	住民情報システム電子計算機装置保守及び業務ソフト保守並びに運用サポート業務		
委託事項2～5				
委託事項2		コンビニ交付システム保守及び運用業務		
①委託内容		コンビニ交付システムに係る保守及び運用に関する業務		
②委託先における取扱者数		[10人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		株式会社アイネス		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	委託先からの申請に基づき、再委託について判断をする。 許諾の方法については、業務遂行能力及び実績など委託先からの再委託理由を踏まえて検討する。		
	⑥再委託事項	コンビニエンスストア証明書等交付システム機器等保守業務		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (59) 件 [☐] 移転を行っている (33) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表第2の第1欄に掲げる者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	提供を求められた都度、随時。

移転先1	番号法第9条第1項別表第1の事務を行う部署（別紙2参照）	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1（別紙2参照）	
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1に掲げる事務（別紙2参照）	
③移転する情報	住民票関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 （ 統合宛名システム ）	
⑦時期・頻度	住民異動が発生する都度。	
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	特定個人情報の保管について、以下の措置を講じる。 <市における措置> ・サーバ室への入退室は、生体情報による認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 特定個人情報の消去について、以下の措置を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施される。市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行させることになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	
7. 備考		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供をする必要があるため。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	<識別番号、連絡先等情報> ・住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月30日
⑥事務担当部署	市民部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住基システム)
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供をする。
④使用の主体	使用部署	市民部市民課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS) ・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。
	情報の突合	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードを基に突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードを基に突合する。
⑥使用開始日		平成27年6月30日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する]	＜選択肢＞	
	(1) 件	1) 委託する	2) 委託しない

委託事項1	システム保守業務
-------	----------

①委託内容	住基ネットの保守に関する業務
-------	----------------

②委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
--------------	-----------	---

③委託先名	日本電気株式会社
-------	----------

④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
-----------	-----------	-----------------------------

再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先からの申請に基づき、再委託について判断をする。 許諾の方法については、業務遂行能力及び実績など委託先からの再委託理由を踏まえて検討する。
-----	-----------	--

⑥再委託事項	住民基本台帳ネットワークシステム機器及びプログラム・プロダクト保守並びに運用支援業務
--------	--

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市区町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を基に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 (住基ネット) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	都道府県及び機構
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 (住基ネット) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

特定個人情報の保管について、以下の措置を講じる。

＜市における措置＞

- ・サーバ室への入退室は、生体情報による認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。
- ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。
- ・執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。

②日本国内でのデータ保管を条件としていること。

- ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

特定個人情報の消去について、以下の措置を講じる。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。
- ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施される。市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。
- ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。
- ・既存システムについては、市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行させることになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	その必要性 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) 番号法第7条(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは住民基本台帳に記録されている者の申請により交付することとされていることから、併せて、交付申請書を個人番号通知書送付者全員に送付する必要がある。
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	<識別情報、連絡先等情報> ・個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 <業務関係情報> ・機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するため、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記載する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月6日
⑥事務担当部署	市民部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住基システム)
③使用目的 ※		個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
④使用の主体	使用部署	市民部市民課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。
	情報の突合	・住民票の記載事項の新規作成の際は、転出証明書により情報の突合を行う。 ・送付先情報の通知及び個人番号生成や変更の際は、住民票コードにより情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年7月6日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		システム保守及び運用業務
①委託内容		既存住基システムの保守及び運用に関する業務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社アイネス
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先からの申請に基づき、再委託について判断をする。 許諾の方法については、業務遂行能力及び実績など委託先からの再委託理由を踏まえて検討する。
	⑥再委託事項	住民情報システム電子計算機装置保守及び業務ソフト保守並びに運用サポート業務
委託事項2～5		
委託事項2		システム保守業務
①委託内容		住基ネットの保守に関する業務
②委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先からの申請に基づき、再委託について判断をする。 許諾の方法については、業務遂行能力及び実績など委託先からの再委託理由を踏まえて検討する。
	⑥再委託事項	住民基本台帳ネットワークシステム機器及びプログラム・プロダクト保守並びに運用支援業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない
提供先1	機構
①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)
②提供先における用途	市からの個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ。
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (住基ネット)
⑦時期・頻度	新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

特定個人情報の保管について、以下の措置を講じる。

＜市における措置＞

- ・サーバ室への入退室は、生体情報による認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。
- ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。
- ・執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。

②日本国内でのデータ保管を条件としていること。

- ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

特定個人情報の消去について、以下の措置を講じる。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。
- ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施される。市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。

- ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に従って確実にデータを消去する。

- ・既存システムについては、市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行させることになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

1. 住民コード、2. 住民コード世代、3. 世帯コード、4. 事務区、5. 住所コード、6. 自治会コード、7. 町丁目名漢字、8. 現住所漢字、9. 地番ビット、10. 棟、11. 番地、12. 号、13. 号枝番、14. 号小枝番、15. 世帯方書漢字、16. 世帯方書カナ、17. 住定異動年月日、18. 住定届出年月日、19. 住定事由、20. 履歴作成事由、21. 電話種別、22. 電話番号、23. 世帯主氏名漢字、24. 世帯主氏名カナ、25. 事実上の世帯主、26. 事実上の世帯主カナ、27. 氏名漢字、28. 氏名カナ、29. 生年月日、30. 生年月日不詳フラグ、31. 性別、32. 性別不明フラグ、33. 続柄コード、34. 続柄漢字、35. 住民種別、36. 増減区分、37. 世帯主表示、38. 住民となった年月日、39. 住民となった年月日不詳フラグ、40. 住民となった届出日、41. 住民となった事由、42. 前住所コード、43. 住民でなくなった年月日、44. 住民でなくなった年月日不詳フラグ、45. 住民でなくなった届出日、46. 転出先コード、47. 前住所漢字、48. 前住所欄異動年月日、49. 前住所欄届出年月日、50. 前住所欄事由、51. 転出先住所漢字、52. 転出先住所カナ、53. 通知用新世帯主氏名漢字、54. 転出先異動年月日不詳フラグ、55. 転出先欄異動年月日、56. 転出先欄届出年月日、57. 転出先欄事由、58. 付記転出フラグ、59. 選挙登載年月日、60. 選挙投票区、61. 個人方書漢字、62. 個人方書カナ、63. コメント、64. コメント漢字、65. コメント漢字2、66. コメント漢字3、67. 世帯内グループ、68. 不受理年月日、69. 本籍地コード、70. 本籍、71. 筆頭者、72. 備考欄記載年月日未出力フラグ、73. 備考欄記載年月日、74. 備考欄備考、75. 印鑑番号、76. 印鑑登録年月日、77. 印鑑廃止年月日、78. 除票所属、79. 除票年度、80. 除票番号、81. 改製所属、83. 改製年度、84. 改製番号、85. 転出所属、86. 転出年度、87. 転出番号、88. 異動届書所属、89. 異動届書年度、90. 異動届書番号、91. 主なし世帯表示、92. 業務委託世帯表示、93. 住民票区分、94. 不備表示、95. 世帯内順位、96. 住民票発行停止フラグ、97. 住民票異動停止フラグ、98. 郵便番号市内親番、99. 郵便番号市内子番、100. 郵便番号転出先親番、101. 郵便番号転出先子番、102. 外国人国籍、103. 外国人在留資格、104. 前住所国籍、105. 日本人住民となった事由、106. 日本人住民となった届出年月日、107. 日本人住民となった年月日、108. 日本人住民でなくなった事由、109. 日本人住民でなくなった届出年月日、110. 日本人住民でなくなった年月日、111. 第30条45規定区分、112. 許可種類、113. 許可年月日、114. 在留期間年、115. 在留期間月、116. 在留期間日、117. 在留カード等の種類、118. 在留カード等の番号、119. 交付年月日、120. 外国人住民となった日、121. 正字氏名カナ、122. 正字氏名漢字、123. 本名カナ氏名、124. 本名漢字氏名、125. 通称名カナ、126. 通称名漢字、127. 氏名優先フラグ、128. 併記名、129. 住民票コード、130. 住民票コード自動配番ビット、131. 印鑑登録フラグ、132. 住定届出通知区分、133. 住民となった届出通知区分、134. 公的個人認証フラグ、135. 公的個人認証開始年月日、136. 公的個人認証終了年月日、137. 公的個人認証コメント、138. DVフラグ、139. DV開始年月日、140. DV終了年月日、141. DVコメント、142. 外国人日本人のみ世帯区分、143. 併記名開始日、144. 併記名終了日、145. 入管法条項、146. 入管法区分、147. 入管法事由、148. 後期高齢被保険者番号、149. 後期高齢取得年月日、150. 後期高齢喪失年月日、151. 国民年金基礎年金番号、152. 国民年金種別、153. 国民年金取得年月日、154. 国民年金喪失年月日、155. 介護保険被保険者番号、156. 介護保険取得年月日、157. 介護保険喪失年月日、158. 要介護度、159. 児童手当種別、160. 児童手当認定年月日、161. 児童手当消滅年月日、162. 個人番号、163. 旧氏漢字、164. 旧氏カナ

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況 フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏漢字、38. 旧氏カナ

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字 外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所 電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字 氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(1)住民基本台帳ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜対象者以外の情報の入手を防止するための措置＞ ・住基法第27条(届出の方式等)等の規定に基づき、窓口での届出・申請等の際に、本人確認書類による本人確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・届出・申請書類等をシステムへ入力する際は、当該書類と入力内容を照合している。 ＜必要な情報以外を入手することを防止するための措置＞ ・必要項目のみを記載できる届出・申請様式としている。 ・システム入力項目は、必要項目のみが入力できるフォーマットとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜既存住基システムにおける措置＞ ・個人番号を利用しない業務では、個人番号がひも付けされないようにシステム上で担保する。 ＜既存住基システムから情報を提供・移転する際の措置＞ ・既存住基システムからの個人番号の提供・移転は、統合宛名システム又は庁内連携システムを経由しないと行われないうシステム上で担保する。 ・統合宛名システム及び庁内連携システムへの接続は、条例第4条第2項及び第3項並びに別表第2及び別表第3に規定する事務で使用するシステムのみ(統合宛名システムにおいては中間サーバーを含む。)とする。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜既存住基システムにおける措置＞ ・個人番号を利用しない業務では、個人番号がひも付けされないようにシステム上で担保する。 ＜既存住基システムから情報を提供・移転する際の措置＞ ・既存住基システムからの個人番号の提供・移転は、統合宛名システム又は庁内連携システムを経由しないと行われないうシステム上で担保する。 ・統合宛名システム及び庁内連携システムへの接続は、条例第4条第2項及び第3項並びに別表第2及び別表第3に規定する事務で使用するシステムのみ(統合宛名システムにおいては中間サーバーを含む。)とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	既存住基システムのアクセス権限は、職員ごとに生体認証によって制御を行い、人事異動ごとに認証情報の追加及び削除を実施している。	
その他の措置の内容	システム操作ログの記録を実施	
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたる住民基本台帳情報を表示させない。 ・既存住基システムの端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・住民基本台帳情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・離席の際は画面ロックを徹底する。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約において特記仕様書に以下の事項を定めている。 ・個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故防止を図るための適切な管理 ・個人情報の秘密の保持 ・第三者への提供の禁止 ・再委託の原則禁止 ・複写、複製の禁止 ・使用目的終了時の個人情報記録の資料等の返還 ・事故等の発生時における報告の義務 ・職員による立入調査 ・違反した場合の契約解除と損害賠償	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<情報管理体制の確認> ・委託先の選定時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力についての確認をしている。 ・昭島市電子計算組織の管理運営に関する規定及び昭島市電算機室入退室管理要綱に基づき、原則、作業内容及び作業内容について、あらかじめ許可を受けなければならないものとしている。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを整理し、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）に従い、特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムにおける措置> ・中間サーバーとの連携内容のアクセスログを記録し、不正な提供が行われていないかを監視する。 ・特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定しているため、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止していることをシステム上担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおいて照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報の不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し提供を行うことで、不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連動を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワークシステム)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			

8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な方法 <市における措置> ・個人情報保護に必要な知識を習得するために、既存住基システムの操作権限がある職員(会計年度任用職員、再任用職員等を含む。)に適時教育・研修を行う。 ・半年に1回程度で集合教育・研修を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
10. その他のリスク対策		
監査に際し、以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 その他のリスク対策として、以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する当市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、当市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(2) 本人確認情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<対象者以外の情報の入手を防止するための措置> ・本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 <必要な情報以外を入手することを防止するための措置> ・電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号。以下「住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準」という。）第6－7（本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<宛名システム等における措置> ・市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 <事務で使用するその他のシステムにおける措置> ・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CSのサーバ上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。	
その他の措置の内容	<従業員が事務外で使用するリスクへの措置> ・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・担当者へのヒヤリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・職員への研修において、事務外利用の禁止等について指導する。 <特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えにくい位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承諾を得る。 ・離席の際は画面ロックを徹底する。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約において特記仕様書に以下の事項を定めている。 ・個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故防止を図るための適切な管理 ・個人情報の秘密の保持 ・第三者への提供の禁止 ・再委託の原則禁止 ・複写、複製の禁止 ・使用目的終了時の個人情報記録の資料等の返還 ・事故等の発生時における報告の義務 ・職員による立入調査 ・違反した場合の契約解除と損害賠償	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	原則として再委託は行わないが、再委託を許諾する際は、セキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付ける。許諾の方法については、業務遂行能力及び実績など委託先からの再委託理由を踏まえて検討する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<情報管理体制の確認> ・委託先業者選定時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力についての確認をしている ・昭島市電子計算組織の管理運営に関する規定及び昭島市電算機室入退室管理要綱に基づき、原則、作業員及び作業内容について、あらかじめ許可を受けなければならないものとしている。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを整理し、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）に従い、特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜不適切な方法で提供・移転が行われるリスク＞

・相手先(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残る仕組みを構築する。

＜誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置＞

・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保している。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上担保している。

＜誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置＞

・相手先(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないことがシステム上担保されている。

☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)

リスクに対する措置の内容

[] <選択肢>

1) 特に力を入れている	2) 十分である
3) 課題が残されている	

リスクに対する措置の内容

「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。

[十分である] <選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

＜不適切な方法で提供・移転が行われるリスク＞

・相手先(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残る仕組みを構築する。

＜誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置＞

・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保している。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上担保している。

＜誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置＞

・相手先(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないことがシステム上担保されている。

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知

[十分にやっている] <選択肢>
1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている
3) 十分にやっていない

②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか

[発生なし] <選択肢>
1) 発生あり 2) 発生なし

その内容

再発防止策の内容

その他の措置の内容	物理的対策として以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしている。 また、技術的対策として以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・市とASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査	
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<市における措置> ・住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
監査に際し、以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 その他のリスク対策として、以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<対象者以外の情報の入手を防止するための措置> ・本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 <必要な情報以外を入手することを防止するための措置> ・住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第6-7（本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<宛名システム等における措置> ・市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 <事務で使用するその他のシステムにおける措置> ・庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CSのサーバ上には住基ネットの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限やフィルタリング等）を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	<従業者が事務外で使用するリスクへの措置> ・システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 ・担当者へのヒヤリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修において、事務外利用の禁止等について指導する。 <特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置> ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えにくい位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 ・離席の際は画面ロックを徹底する。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約において特記仕様書に以下の事項を定めている。 ・個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故防止を図るための適切な管理 ・個人情報の秘密の保持 ・第三者への提供の禁止 ・再委託の原則禁止 ・複写、複製の禁止 ・使用目的終了時の個人情報記録の資料等の返還 ・事故等の発生時における報告の義務 ・職員による立入調査 ・違反した場合の契約解除と損害賠償	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	原則として再委託は行わないが、再委託を許諾する際は、セキュリティ事項について委託と同様の措置を義務付ける。許諾の方法については、業務遂行能力及び実績など委託先からの再委託理由を踏まえて検討する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<情報管理体制の確認> ・委託先業者選定時には、プライバシーマークの取得等及び実績を確認し、社会的信用、能力についての確認をしている ・昭島市電子計算組織の管理運営に関する規定及び昭島市電算機室入退室管理要綱に基づき、原則、作業者及び作業内容について、あらかじめ許可を受けなければならないものとしている。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを整理し、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)に従い、特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<不適切な方法で提供・移転が行われるリスク> ・相手先(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残る仕組みを構築する。		
<誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置> ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保している。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上担保している。		
<誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置> ・相手先(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないことがシステム上担保されている。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	「本特定個人情報ファイル扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<不適切な方法で提供・移転が行われるリスク> ・相手先(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保されている。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残る仕組みを構築する。 <誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置> ・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保している。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上担保している。 <誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置> ・相手先(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないことがシステム上担保されている。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
物理的対策として以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしている。 また、技術的対策として以下の措置を行う。			

その他の措置の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・市とASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な方法	＜市における措置＞ ・住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策		
監査に際し、以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 その他のリスク対策として、以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する当市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所市民部市民課 電話番号042-544-5111
②請求方法	書面による請求
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所市民部市民課 電話番号042-544-5111
②対応方法	窓口、電話、郵送で受け付ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年1月14日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I－5－②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事後	
令和3年9月1日	II(住民基本台帳ファイル)－6提出先1	番号法第19条第7号別表第2の第1欄に掲げる者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2の第1欄に掲げる者(別紙1参照)	事後	
令和3年9月1日	II(住民基本台帳ファイル)－6①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2(別紙1参照)	事後	
令和3年9月1日	II(住民基本台帳ファイル)－6提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)	事後	
令和5年8月1日	I－5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の2、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3及び第59条の3	(別表第2における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第20条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条の3、第44の5、第45条、第47条、第48条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3及び第59条の3	事後	
令和5年8月1日	II(本人確認情報ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]その他識別情報(内部番号)	[○]その他識別情報(内部番号)	事前	
令和5年8月1日	II(送付先情報ファイル) 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[]その他識別情報(内部番号)	[○]その他識別情報(内部番号)	事前	

令和5年8月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所	特定個人情報の保管について、以下の措置を講じる。 ＜市における措置＞ ・サーバ室への入退室は、生体情報による認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。	事前	
----------	---	--	----	--

令和5年8月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所		・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 特定個人情報の消去について、以下の措置を講じる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	
令和5年8月1日	Ⅱ（住民基本台帳ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施される。市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしがたって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行させることになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	

令和5年8月1日	Ⅱ（本人確認情報ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所	＜市における措置＞ ・サーバ室への入退室は、生体情報による認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	特定個人情報の保管について、以下の措置を講じる。 ＜市における措置＞ ・サーバ室への入退室は、生体情報による認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。	事前	
-----------------	---	--	---	-----------	--

令和5年8月1日	Ⅱ（本人確認情報ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所		・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 特定個人情報の消去について、以下の措置を講じる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	
令和5年8月1日	Ⅱ（本人確認情報ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施される。市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行させることになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	

令和5年8月1日	Ⅱ（送付先情報ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所	＜市における措置＞ ・サーバ室への入退室は、生体情報による認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	特定個人情報の保管について、以下の措置を講じる。 ＜市における措置＞ ・サーバ室への入退室は、生体情報による認証が必要であり、入退室管理に対する厳重なセキュリティ、システムやファイルに対する厳しいアクセス権限を設定した運用が徹底されている。 ・サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 ・執務室では鍵付キャビネットによる施錠保管を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ①ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ②日本国内でのデータ保管を条件としていること。	事前	
-----------------	--	--	---	-----------	--

令和5年8月1日	II（送付先情報ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所		・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち、本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 特定個人情報の消去について、以下の措置を講じる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事前	
令和5年8月1日	II（送付先情報ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は市からの操作によって実施される。市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行させることになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	

令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたる住民基本台帳情報を表示させない。 ・既存住基システムの端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・住民基本台帳情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。	・スクリーンセーバーを利用して、長時間にわたる住民基本台帳情報を表示させない。 ・既存住基システムの端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・住民基本台帳情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・離席の際は画面ロックを徹底する。	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(住民基本台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		物理的対策として以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしている。	事前	

令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(住民基本台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		また、技術的対策として以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うと共に、ログの解析を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(住民基本台帳ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・市とASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	

令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(住民基本台帳ファイル) 8. 監査	[]外部監査	[○]外部監査	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(住民基本台帳ファイル) 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(会計年度任用職員等を含む。)に適時教育・研修を行う。	＜市における措置＞ ・個人情報保護に必要な知識を習得するために、既存住基システムの操作権限がある職員(会計年度任用職員、再任用職員等を含む。)に適時教育・研修を行う。 ・半年に1回程度で集合教育・研修を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(住民基本台帳ファイル) 10. その他のリスク		監査に際し、以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 その他のリスク対策として、以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	

令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(住民基本台帳ファイル) 10. その他のリスク		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する本市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、本市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(本人確認情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えにくい位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承諾を得る。	・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えにくい位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承諾を得る。 ・離席の際は画面ロックを徹底する。	事前	

令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(本人確認情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去その他の措置の内容		物理的対策として以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしている。	事前	
----------	---	--	---	----	--

令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(本人確認情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		また、技術的対策として以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うと共に、ログの解析を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(本人確認情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・市とASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	

令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(本人確認情報ファイル) 8. 監査	[] 外部監査	[○] 外部監査	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(本人確認情報ファイル) 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(会計年度任用職員等を含む。)に適時教育・研修を行う。	<市における措置> ・住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事前	

令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(本人確認情報ファイル) 10. その他のリスク		監査に際し、以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 その他のリスク対策として、以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(本人確認情報ファイル) 10. その他のリスク		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する当市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、当市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	

令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(送付先情報ファイル) 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えにくい位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。	・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えにくい位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 ・離席の際は画面ロックを徹底する。	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(送付先情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		物理的対策として以下の措置を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできないこととしている。	事前	

令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(送付先情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		また、技術的対策として以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うと共に、ログの解析を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・国及びクラウド事業者は、利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(送付先情報ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容		・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・市とASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	

令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(送付先情報ファイル) 8. 監査	[]外部監査	[○]外部監査	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(送付先情報ファイル) 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	・個人情報保護に必要な知識を習得するために、システムの操作権限がある職員(会計年度任用職員等を含む。)に適時教育・研修を行う。	<市における措置> ・住基ネット関係職員に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事前	

令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(送付先情報ファイル) 10. その他のリスク		監査に際し、以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 その他のリスク対策として、以下の措置を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	
令和5年8月1日	Ⅲリスク対策(送付先情報ファイル) 10. その他のリスク		＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する当市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、当市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	